

証拠任意開示のお願い

令和4年1月24日

京都地方検察庁 天沼慶子 檢察官 殿

( ) 弁護士 丸山 紳



拝啓 お世話になっております。

以下の証拠を任意開示お願いいたします  
します。

( ) 記

1 被告人の店舗を過去に利用した女性の供述調書一切

(ことに、乙8の9頁目に記載の「性的行為をした女性客の名前はピンク  
色で記載し」に対応する利用者。)

敬具

弁第2号証

令和4年1月26日

## 証拠の任意開示について

弁護人 丸山 紳 殿

京都地方検察庁

検察官 検事 天沼慶子



罪名 準強制わいせつ

上記被告人に対する頭書被告事件について、令和4年1月24日付け証拠開示請求については、下記のとおりである。

## 記

被告人の店舗を過去に利用した女性の供述調書一切について、該当する証拠が存在しない。

令和3年(わ)第693号等 準強制わいせつ被告事件

証拠調請求書

令和3年3月24日

京都地方裁判所 第2刑事部合議係 御中

( 弁護人 丸山 紳



標記事件について、以下の通り証拠調べを請求する。

第1 証拠書類の取調べ

1 弁1号証

証拠の標目 証拠任意開示のお願いと題する文書  
作成者 弁護人 弁護士丸山紳  
作成年月日 令和4年1月24日  
立証趣旨 弁護人が検察官に対し、乙8の9ページ目記載の「性的行為をした女性客の名前はピンク色で記載し」に対応する利用者につき、供述調書の任意開示請求をしたこと。

2 弁2号証

証拠の標目 証拠の任意開示についてと題するFAX文書  
作成者 天沼慶子検察官  
作成年月日 令和4年1月26日  
立証趣旨 乙8の9ページ目記載の「性的行為をした女性客の名

前はピンク色で記載し」に対応する利用者につき、本事件  
件を契機とした被害申告の形跡がないこと。

以上

令和3年(わ)第693号 準強制わいせつ被告事件

## 意見書

令和4年4月20日

京都地方裁判所 第2刑事部合議係 御中

弁護人 丸山紳



上記被告人に対する準強制わいせつ被告事件について、弁1号証及び2号証に関する検察官の求釈明に対し、以下意見を述べる。

### 1 弁護人主張と弁1弁2の関連性に関して

被告人は、被害者に同意があったとの主張に加えて、被害者が同意していると誤信して性的なマッサージをしたため故意がない、との主張も行っている。

そして、被告人の供述によれば、被告人は、通常のマッサージをしている最中に「要望」があると感じた女性客に、性的なマッサージをしてきたとのことであり、過去に性的なマッサージをしたことを理由としたクレームや今回のような被害申告をされたことはなかったとのことである（被告人質問）。

なお、本件では、性的なマッサージを施した利用者につき被告人が印をつけていたというリストが残されている（乙8添付文書）。

そこで、被告人の誤信は、本件事件以前に、「要望」があると考えた顧客に対し本件と同様のマッサージを施して満足した様子を感じ取り、そのうえ、後にクレームや被害申告をすることもなかった顧客が多数いたという事情も原

因の1つとなっている可能性がある。

本件のようなマッサージ店における準強制わいせつ事案では、警察の捜査において、過去の利用者で同様の被害を受けた女性がいないか、また、同様の被害を受けた女性がいれば被害申告をするか否かの意向確認がなされるのが一般的である。現に本件では、乙8の添付文書には、同様のマッサージを受けた女性客につきわざわざピンク色で印がされており、また日付の記載もあり、新たな被害に関する捜査を行うことの契機や動機付けは多分にあったと思われる。

であれば、本件事件の発覚を契機として、被告人の店舗利用者ことに乙8の添付文書でピンク色の印が付された利用者については、捜査機関が同様の被害の有無に関する捜査を行っている可能性がある（なお、乙8の添付文書には利用客の住所や電話番号等の記載はない。しかし、被告人の過去の電話履歴等から連絡先を判明させることはそう困難ではないと思われる。）。

にもかかわらず、本件事件を契機とした新たな被害申告がないことは、被告人の主張する内容、すなわち「要望」があると考えて今回と同じようなマッサージを行ったところ実際に満足してもらえた顧客が多数いたとの事実につながるものであり、被告人が本件被害者についてもやむなく同意があると誤信したとの事実につながるものである。

上記の事情から、弁1号証及び2号証の請求をするものである。

以上